

一般電気事業供給約款料金算定規則における事業者設定基準  
および燃料費調整制度にかかる事項の届出書

客 営 料 第 18 号  
平成24年11月27日

経済産業大臣 枝 野 幸 男 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号  
九州電力株式会社

代表取締役  
社 長 瓜 生 道 明

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により、別紙 1 から 11 のとおり事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項を定めたので届け出ます。

(別表)

| 一般電気事業供給約款料金算定規則 |  |      |
|------------------|--|------|
| 第6条第5項           | 第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準                                       | 別紙1  |
| 第6条第5項           | 第6条第4項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準                                    | 別紙2  |
| 第8条第3項           | 送電・高圧配電関連固定費又は送電・高圧配電関連可変費への配分基準                                   | 別紙3  |
| 第8条第3項           | 送電・高圧配電非関連固定費又は送電・高圧配電非関連可変費への配分基準                                 | 別紙4  |
| 第9条第2項           | 第9条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値                                      | 別紙5  |
| 第9条の2第2項         | 第9条第1項第5号に規定する値に代わるものとして設定した値                                      | 別紙6  |
| 第12条第2項          | 託送収益(電源線に係る収益を除く。)及び事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費,送電・高圧配電関連可変費又は需要家費への配分基準 | 別紙7  |
| 第12条の2第2項        | 託送収益(電源線に係る収益に限る。)の送電・高圧配電非関連固定費及び送電・高圧配電非関連可変費への配分基準              | 別紙8  |
| 第19条第3項          | 契約種別ごとの電気の使用形態,電気の使用期間,電気の計量方法等による低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準            | 別紙9  |
| 第21条第2項          | 燃料費調整制度における換算係数  | 別紙10 |
| 第21条第4項          | 燃料費調整制度における基準調整単価  | 別紙11 |

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

| 科目     | 活動帰属基準  | 配賦基準         |
|--------|---|--------------|
| 賃借料    | 借地借家料のうち、寮・社宅賃借料及び機械賃借料については、直課された各部門人員数比。寮・社宅賃借料を除いた借地借家料については、各部門業務用建物床面積比(賃借分のみ)。  | 直課された各部門賃借料比 |
| 委託費    | システム開発委託費については、直課された各部門人員数比。事務所清掃管理委託費については、各部門業務用建物床面積比。株式財務関係業務委託費については、各部門設備別建設費比。 | 直課された各部門委託費比 |
| 電気事業報酬 | 運転資本のうち、営業資本については、営業資本レートを構成している各部門原価比。   | -            |

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

第6条第4項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

| 科目  | 活動帰属基準           | 配賦基準 |
|-----|------------------|------|
| 賃借料 | 業務用建物床面積比(賃借分のみ) | -    |

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準を設定することとした。

## 送電・高圧配電関連固定費又は送電・高圧配電関連可変費への配分基準

## [第8条第3項関係]

以下の配分基準により，送電・高圧配電関連固定費又は送電・高圧配電関連可変費へ配分する。

| 科 目         | 配 分 基 準  |
|-------------|--|
| 給料手当        | 送電・高圧配電関連固定費に配分。   |
| 給料手当振替額（貸方） | 送電・高圧配電関連固定費に配分。   |
| 雑給          | 送電・高圧配電関連固定費に配分。   |
| 消耗品費        | 水力発電費のうちアンシラリーサービス費及び火力発電費のうちアンシラリーサービス費は，送電・高圧配電関連固定費に配分。総送電費，受電用変電サービス費，配電用変電サービス費，高圧配電費及びネットワーク給電費は，送電・高圧配電関連固定費と送電・高圧配電関連可変費の割合が一對一となるように配分。 |
| 修繕費         | 送電・高圧配電関連固定費に配分。   |
| 託送料         | 電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分。  |
| 事業者間精算費     | 電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分。  |
| 委託費         | 送電・高圧配電関連固定費に配分。   |
| 養成費         | 送電・高圧配電関連固定費に配分。   |
| 諸費          | 送電・高圧配電関連固定費に配分。   |

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| <p>地帯間購入送電費<br/> (電源線に係る費用を除く。)</p> | <p>電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分。</p> |
| <p>他社購入送電費<br/> (電源線に係る費用を除く。)</p>  | <p>電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分。</p> |
| <p>建設分担関連費振替額（貸方）</p>               | <p>送電・高圧配電関連固定費に配分。</p>  |
| <p>附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）</p>         | <p>送電・高圧配電関連固定費に配分。</p>  |
| <p>地帯間販売送電料<br/> (電源線に係る収益を除く。)</p> | <p>電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分。</p> |
| <p>他社販売送電料<br/> (電源線に係る収益を除く。)</p>  | <p>電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分。</p> |

送電・高圧配電非関連固定費又は送電・高圧配電非関連可変費への配分基準  
[第8条第3項関係]

以下の配分基準により，送電・高圧配電非関連固定費又は送電・高圧配電非関連可変費へ配分する。

| 科目   | 配分基準  |
|--|---|
| 給料手当（環境対策費を除く。）                              | 送電・高圧配電非関連固定費に配分。   |
| 給料手当振替額（貸方）（環境対策費を除く。）                       | 送電・高圧配電非関連固定費に配分。   |
| 雑給（環境対策費を除く。）                                | 送電・高圧配電非関連固定費に配分。   |
| 消耗品費（環境対策費を除く。）                              | 水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は，アンシラリーサービス費を加えたうえで，固定費と可変費の割合が一對一となるように配分。火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は，アンシラリーサービス費及び環境対策費を加えたうえで，固定費と可変費の割合が一對一となるように配分。総原子力発電費，総新エネルギー等発電費，低圧配電費及び非ネットワーク給電費は，送電・高圧配電非関連固定費と送電・高圧配電非関連可変費の割合が一對一となるように配分。 |
| 修繕費（環境対策費を除く。）                               | 送電・高圧配電非関連固定費に配分。   |
| 託送料  | 電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。   |
| 委託費（環境対策費を除く。）                               | 送電・高圧配電非関連固定費に配分。   |
| 養成費（環境対策費を除く。）                               | 送電・高圧配電非関連固定費に配分。   |
| 諸費（環境対策費を除く。）                                | 送電・高圧配電非関連固定費に配分。   |
| 地帯間購入電源費<br>（過去の使用済燃料に係る費用を除く。）              | 電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。   |
| 地帯間購入送電費<br>（電源線に係る費用に限る。）                   | 電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。   |
| 他社購入電源費<br>（過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。） | 電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。   |
| 他社購入送電費<br>（電源線に係る費用に限る。）                    | 電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。   |
| 建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）                    | 送電・高圧配電非関連固定費に配分。   |

|  |   |
|--|---|
| <p>附帯事業営業費用分担関連費振替額<br/>(貸方) (環境対策費を除く。)</p> | <p>送電・高圧配電非関連固定費に配分。</p>  |
| <p>地帯間販売電源料<br/>(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)</p>      | <p>電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。</p> |
| <p>地帯間販売送電料<br/>(電源線に係る収益に限る。)</p>           | <p>電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。</p> |
| <p>他社販売電源料<br/>(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)</p>       | <p>電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。</p> |
| <p>他社販売送電料<br/>(電源線に係る収益に限る。)</p>            | <p>電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。</p> |



第9条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値  
[第9条第2項関係]

1. 設定した値

第10条第1項第1号ホに規定する需要家費の合計額のうち需要家設備関連費用の配分については、第9条第2項の規定により、同条第6項第1号の割合の算定を、同条第1項第6号に定める値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値によるものとする。

具体的には、配電設備のうち、架空電線路、地中電線路、電流制限器、計器に係る費用及び屋内配線の調査委託に係る費用については、口数比での配分によらず、各設備に対応する電圧区分に応じて、低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要に配分するものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家設備関連費用の配分にあたり、第9条第1項第6号に定める値に比べ、より詳細にコストの特定を行うことを可能とするための客観的かつ合理的な基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した値〕に掲げる値を設定することとした。

第9条第1項第5号に規定する値に代わるものとして設定した値  
[第9条の2第2項関係]

1. 設定した値

第10条第1項第2号八に規定する送電・高圧配電非関連可変費の合計額の配分については、第9条の2第2項の規定により、同条第4項第4号に定める割合の算定を、第9条第1項第5号に定める値によらず、水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費に整理された送電・高圧配電非関連可変費の合計額については発受電量のうちの水力発受電量、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費に整理された送電・高圧配電非関連可変費の合計額については発受電量のうちの火力発受電量、総原子力発電費に整理された送電・高圧配電非関連可変費の合計額については発受電量のうちの原子力発受電量及び総新エネルギー等発電費に整理された送電・高圧配電非関連費の合計額については発受電量のうちの新エネルギー等発受電量によるものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

送電・高圧配電非関連可変費の配分にあたり、第9条第1項第5号に定める値に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な値として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した値〕に掲げる値を設定することとした。

託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益の  
送電・高圧配電関連固定費，送電・高圧配電関連可変費  
又は需要家費への配分基準  
[第12条第2項関係]

以下の配分基準により，送電・高圧配電関連固定費及び送電・高圧配電関連可変費へ配分する。

|              | 配分基準   |
|--------------|--|
| 送電・高圧配電関連固定費 | 第8条の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費及び送電・高圧配電関連可変費の合計額のうち，同条の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費の占める割合。 |
| 送電・高圧配電関連可変費 | 第8条の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費及び送電・高圧配電関連可変費の合計額のうち，同条の規定により整理された送電・高圧配電関連可変費の占める割合。 |

託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送電・高圧配電非関連固定費及び  
送電・高圧配電非関連可変費への配分基準  
[第12条の2第2項関係]

以下の配分基準により、送電・高圧配電非関連固定費及び送電・高圧配電非関連可変費へ配分する。

| 科 目                    | 配 分 基 準           |
|------------------------|-------------------|
| 託送収益<br>（電源線に係る収益に限る。） | 送電・高圧配電非関連固定費に配分。 |

契約種別ごとの電気の使用形態，電気の使用期間，電気の計量方法等による  
低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準  
[第19条第3項関係]

第19条第2項の規定による基準は，以下のとおり設定する。

1．契約種別

契約種別は，低圧需要において，電気の使用形態，電気の使用期間，電気の計量方法等の差異を勘案し，次のとおり定める。

| 需要種別 | 契約種別                                     |
|------|--|
| 低圧需要 | 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，<br>低圧電力，臨時電力，農事用電力 |

2．料金制

料金制は，需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を，それ以外の需要については最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用する。

なお，電灯需要の電力量料金については，原則として使用電力量を3段階に区分し，使用電力量の多寡に応じて料金率が異なる3段階料金制(てい増料金制)とし，また，電力需要の電力量料金については，使用電力量を夏季(7～9月)とその他季に区分する季節別料金制を適用する。

3．料金率

料金率については，低圧需要の原価に準拠し，これまでの料金制度の沿革，料金改定の趣旨を勘案し，電力使用の昼夜間格差，電力使用原単位等の使用形態，使用期間及び計量方法等，供給原価を構成する要素を勘案して契約種別ごとの負担が公平となるよう定める。

(1) 基本料金率

基本料金率は，原則として1月を単位とし，需要の使用する負荷設備，最大電流等を基準に定める。

なお，電力需要の基本料金率は，需要の力率差による供給原価の適切な負担や系統への影響度を適宜反映させる。

(2) 電力量料金率

イ 電灯需要

電灯需要の電力量料金率は，原則として使用電力量を3段階に区分し，次により定める。

- (イ) 第1段階の使用電力量の料金率については、(ロ)の料金率より低廉なものとする。
  - (ロ) 第2段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用にもとづくものとする。
  - (ハ) 第3段階の使用電力量の料金率については、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。
  - (ニ) 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき120キロワット時、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき300キロワット時とする。
- 電力需要
- 電力需要の電力量料金率は、夏季とその他季の原価の季節間格差を勘案して、夏季とその他季にそれぞれ定める。

燃料費調整制度における換算係数

[ 第21条第2項関係 ]

電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案し、以下のとおり換算係数を定めた。

|      | 石 油    | 液化天然ガス | 石 炭    |
|------|--------|--------|--------|
| 換算係数 | 0.1490 | 0.2575 | 0.7179 |

燃料費調整制度における基準調整単価  
[第21条第4項関係]

以下のとおり契約種別ごとに基準調整単価を定めた。

| 区分および単位   | 基準調整単価 |
|---|--------|
| 1. 定額制供給の場合                                     | 円      |
| (1) 定額電灯および公衆街路灯 A<br>電灯                        |        |
| 20ワットまでの1灯につき                                   | 1.329  |
| 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき                           | 2.659  |
| 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき                           | 3.989  |
| 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき                          | 6.648  |
| 100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに                      | 6.648  |
| 小型機器  |        |
| 50ボルトアンペアまでの1機器につき                              | 1.986  |
| 50ボルトアンペアをこえ<br>100ボルトアンペアまでの1機器につき             | 3.971  |
| 100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに              | 1.986  |
| (2) 臨時電灯 A                                      |        |
| 1日につき   |        |
| 総容量が50ボルトアンペアまでの場合                              | 0.054  |
| 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合                 | 0.107  |
| 総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに | 0.107  |
| 総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合                | 1.071  |
| 総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに | 1.071  |
| (3) 臨時電力  |        |
| 契約電力1キロワット1日につき                                 | 1.126  |
| (4) 農事用電力 B (脱穀調整需要)                            |        |
| 1日につき   |        |
| 契約電力0.5キロワット                                    | 0.281  |
| 契約電力1キロワット                                      | 0.563  |
| 契約電力2キロワット                                      | 1.126  |
| 契約電力3キロワット                                      | 1.688  |
| 契約電力4キロワット                                      | 2.251  |
| 契約電力5キロワット                                      | 2.815  |
| 2. 従量制供給の場合                                     |        |
| 1キロワット時につき                                      | 0.171  |